

令和5年に受理した県政提言（令和7年度見直し）

※公表から変更になった部分を灰色にして表示しています。

受理年月日	受理方法	意見提言内容	取組状況	反映区分	部局名	回答課名	回答担当名	回答電話番号
2023/5/12	県政懇談会	被災地の水産業、水産加工業について、市町村レベルだけでなく、商工会などの団体と連携して情報交換する場がほしい。各地の現状をまとめて知りたい。	県では、地域の水産業の活性化に向け、生産、流通・加工分野の連携を強化していくため、漁業者、水産加工業者等を対象とした意見交換会やセミナー等を開催しています。これまでの取組等において、水揚げが増加しているマイワシや海面養殖のサケ・マス類を活用した商品開発、未利用資源の活用、加工用原料の確保などについて情報共有が図られてきたところです。今後、水産関係団体等の意見も伺いながら、どのような対応が可能か研究していきます。 (事例) ○「第2回産地力向上協議会」(令和7年2月18日) 参集範囲：大船渡管内の漁協・加工組合、県内水産加工事業者、大学関係者、市町村、県 内容：未利用低利用魚の活用に向けた取組の情報発信や産地の今を伝える情報発信の強化とその体制整備に係る協議など ○「水産加工原料セミナー」(令和7年2月27日) 参集範囲：県内水産加工事業者、水産関係団体、市町村、県 内容：水産加工原料確保の取組事例と関連事業の紹介やマイワシ資源の利活用の近年の取組紹介など ○「岩手県で漁獲される新たな魚種の利活用セミナー」(令和7年10月30日) 参集範囲：県内水産加工事業者、水産関係団体、市町村、県 内容：主要魚種の資源状況や水揚げが増加している資源の有効活用に関する取組紹介など ○「第3回産地力向上協議会」(令和8年1月14日) 参集範囲：大船渡管内の漁協・加工組合、県内水産加工事業者、大学関係者、市町村、県 内容：ふるさと納税における水産物の活用や未利用低利用魚の活用に向けた取組紹介など ○「水産加工振興セミナー」(令和8年2月12日) 参集範囲：県内水産加工事業者、水産関係団体、市町村、県 内容：加工事業者の連携構築や働き手の確保に係る事例紹介など	B 実現に努力しているもの	農林水産部	水産振興課	振興担当	019-629-5818
2023/6/22	希望郷いわてモニター	福祉教育については、資料や講演会で何度も学ぶより、直接自分の目で見るの方が伝わるし身近に感じるので、小学生のうちから、一日体験として、福祉施設などへ出向き、高齢者や障がい者など医療的ケアが必要な方と接する機会を設けてはどうか。	R6年3月に策定した第4期岩手県地域福祉支援計画において、「地域を主体とした福祉教育の取組を進めるため、地域の関係機関・団体が連携し、福祉体験学習メニューづくりを進めるとともに、地域の福祉活動等と一緒に実践活動の取組を促進」する旨記載し、福祉教育の充実に努めているところです。	B 実現に努力しているもの	保健福祉部	地域福祉課	地域共生社会推進担当	019-629-5423
2023/6/22	希望郷いわてモニター	1 学生は、大学や専門学校で福祉の知識や技術を学んで資格を得ても、それに見合った対価が得られないため、地元に戻れず県外に出ていってしまう。高齢者や、在宅医療を選択する家庭が増えている中、支援を必要とする方へのサービスの向上、充実に繋げるため、大事な戦力となる福祉を学んだ若者が地元に戻り、安心して働ける環境を整えてほしい。 2 家族が在宅医療を受けた際、自分で調べないと福祉サービスを受けるための情報が得られなかったため、病気が判明した時点で、受けられるサービスや給付について家族に情報提供を行うなど、福祉サービスに関する広報を充実させてほしい。	R6年3月に策定した第4期岩手県地域福祉支援計画において、「ハローワーク等の関係機関・団体等と連携し、福祉サービスの意義や重要性についての理解の促進、求人情報の提供などの職業紹介、福祉の就職説明会の開催などを通じて若者や異業種就労者へ働きかけるなど、福祉人材の確保・育成」に取り組む旨記載しました。 また、同計画において、「総合的な福祉サービス情報の提供や住民の特性に配慮した情報伝達手段の活用などを推進する」旨記載しました。 これらの取組により、担い手確保及び福祉サービスの情報提供に努めているところです。	B 実現に努力しているもの	保健福祉部	地域福祉課	地域共生社会推進担当	019-629-5423

令和5年に受理した県政提言（令和7年度見直し）

※公表から変更になった部分を灰色にして表示しています。

受理年月日	受理方法	意見提言内容	取組状況	反映区分	部局名	回答課名	回答担当名	回答電話番号
2023/9/5	知事ホームページ	<p>重度の知的障害がある家族が長年入所している施設は、家族以上に利用者のことを考えてくれる素晴らしい施設であり、感謝している。</p> <p>しかし、職員はとても過酷な労働環境にある。特に夜間は「夜勤」ではなく「宿直」の扱いで、利用者への対応で十分な休みを取れないまま連続勤務が組まれることもあり、夜勤のような手当もつかない。</p> <p>また、「ドーナツ」という勤務は、朝6時30分に出勤し、日中、利用者を送り出した間だけ休みを取り、戻ってくると再び21時頃まで働き、翌日も朝6時30分に出勤するといった勤務である。平日はこのような勤務が続き、土日は利用者が施設内にいるため、もっと勤務時間が長くなる。なぜ、夜勤ではなく宿直なのか。なぜ看護師のような三交代制でなく、ドーナツ勤務が必要なのか。</p> <p>厚生労働省の報酬改定は、たびたび行われているが、その程度の報酬改定では施設の根本的な職員待遇改善は程遠い。</p> <p>また、現場では、若い人が就職してこない、結婚したら続けられない、定年前に新しい道を模索する人が多い等、慢性的な人員不足である。</p> <p>県として、もっと社会福祉現場で働く人たちの価値を認め、思い切った助成措置で雇用環境の改善をしてほしい。現場で働く人たちは本当に疲弊している。喫緊の課題として取り組んでいただきたい。</p>	<p>障がい者福祉が将来にわたって安定した運営を図るためには、現場を支える方々の労働環境の改善が重要と認識しています。</p> <p>業務内容に見合った待遇の改善については、令和6年度報酬改定において、福祉・介護職員の処遇改善のための措置ができるだけ多くの事業所に活用されるよう、令和6年6月から福祉・介護職員処遇改善加算やベースアップ等支援加算等の各種加算について、現行の各加算・各区分の要件及び加算率を組み合わせた4段階の「福祉・介護職員等処遇改善加算」に一本化し、加算率の引上げも行われたところであり、国では令和8年度においてもさらなる制度拡充を検討しているところです。</p> <p>また、県では令和4年度（令和4年2～9月）、令和6年度（令和6年2～5月）及び令和7年度において、賃金改善を行う障害福祉サービス施設・事業所等に対し、賃金改善を行うために必要な費用に対して補助を行い、令和8年度（令和7年12月～令和8年5月）においても同様の補助を実施する予定です。</p> <p>今後も引き続き、障がい者福祉の現場を支える人材を確保するため、必要な支援を実施していきます。</p>	B 実現に努力しているもの	保健福祉部	障がい保健福祉課	障がい福祉担当	019-629-5447
2023/11/7	県政懇談会	<p>県内のツーリズムについて、海外向けにも魅力的に見えるコンテンツがあるが、岩手県はその発信が上手にできていない。先日開催された「ジャパン・ツーリズム・アワード」の表彰式において、他県は都道府県単位でブースを出して営業していたが、岩手県は県単位では行っていないだったので、ツーリズムの発信に力を入れていきたい。</p>	<p>県では、市町村や観光関連団体・事業者等と連携してオール岩手で本県ならではの観光コンテンツや体験プログラムなど県内の魅力を国内外に発信しており、JR東日本と連携して、令和6年1月から3月まで「いわて冬旅キャンペーン」、令和6年10月から12月まで「いわて秋旅キャンペーン」、令和7年9月から11月まで「秋は短し旅せよ岩手 WANDER IWATE」を実施しました。さらに、令和7年12月から令和8年3月まで県内市町村や関係団体等と連携して冬季観光キャンペーンを展開して、スノーリゾートや三陸の食など、岩手の冬季の魅力を発信し、秋季観光キャンペーン期間以降も引き続き受入態勢強化や情報発信など誘客に向けた取組を実施しているところです。</p> <p>また、「ツーリズムEXPOジャパン」では、東北各県及び東北観光推進機構と連携してPRブースを出展し、東北一体となったプロモーションに加えて、三陸DMOセンター及び沿岸・県北の両広域振興局が連携してPRブースを出展し、三陸沿岸地域の魅力を集中的に国内外からの来場者に発信しました。</p> <p>引き続き、多様な関係者と連携し、官民一体となって岩手県の観光の魅力発信を行っていきます。</p>	B 実現に努力しているもの	商工労働観光部	観光・プロモーション室	国内観光担当	019-629-5574

令和5年に受理した県政提言（令和7年度見直し）

※公表から変更になった部分を灰色にして表示しています。

受理年月日	受理方法	意見提言内容	取組状況	反映区分	部局名	回答課名	回答担当者	回答電話番号
2023/11/14	県政懇談会	教員のなり手不足や離職率の抑制のため、例えば分業制（授業担当者とクラス担当者を分ける、授業はyoutubeや県の推奨する動画で進行し教員は深堀りや例題への取組みのサポート、授業は適材適所で中途採用者（社会人経験者）が担当する）などの改革を行い、「教員はブラック」のイメージや公立高校教員のヒエラルキーを一新し、教員へのあこがれを抱かせてほしい。	県教育委員会ではこれまで、「岩手県教職員働き方改革プラン」において、県立学校における時間外在校等時間が月80時間以上の者をゼロにするなどの目標を掲げ、取組を進めてきたところですが、令和7年6月に成立した改正給特法により「業務量管理・健康確保措置実施計画」の策定が義務付けられたことを受け、本プランを国の指針内容を踏まえて改訂し、実施計画として位置づけ、教職員の業務負担の軽減や健康確保に向けた取組を一層強化することとしています。 また、教員採用選考の倍率が低下傾向にある中、県教育委員会では、令和7年度、大学3年生選考や幼稚園経験者特別選考の導入など、受験者の増加に向けた選考試験の見直しに取り組んできました。令和8年度実施の採用選考においても、大学推薦特別選考の県外大学への拡大や、英語有資格者特別選考の導入などの見直しを行うこととしており、併せて、これまで県全体で取り組んできた学校の働き方改革をさらに推進し、教職員のウェルビーイングを確保し、岩手の教育を担う有為な人材の確保に取り組んでまいります。	B 実現に努力しているもの	教育委員会事務局	教職員課	小中人事担当/ 県立学校人事担当	019-629-6127/019-629-6130
2023/12/13	県政懇談会	食物アレルギー等の食事制限があり、給食が食べられない児童や生徒は自宅からお弁当を持参しているが、特別な食品は高額となるので、県で助成金の制度を作してほしい。	学校給食については、義務教育諸学校の設置者である各市町村等において、学校給食の意義や児童生徒の実態及び地域の実情等を踏まえ、その実施方法等を総合的に判断しています。また、学校給食費については、学校給食法により、施設費や人件費等は設置者の負担、いわゆる食材費等は保護者負担と定められているところです。 食物アレルギーのある児童生徒への学校給食における対応については、原因食品が様々であり、一人一人に応じた個別の対応が必要ですが、各給食施設や学校の現状でできる最良の対応を検討した上で、詳細な献立表の通知とともに、原因食品を除いた除去食や代替食、原因食品が含まれる日のみ又は全ての日を弁当持参してもらうなどの対応を行っていることと承知しています。 このように、各市町村の対応状況が様々であり、一定の助成制度を設けるためには多くの課題があるところです。 なお、令和8年度から国の事業により、公立小学校の学校給食費の抜本的負担軽減の取組が行われることとなります。この取組の中で、食物アレルギー等による非喫食者への対応は、設置者の判断に委ねるとされたところです。	C 当面は実現できないもの	教育委員会事務局	保健体育課	学校健康安全担当	019-629-6187